

生駒市消費者保護条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、生駒市消費者保護条例（平成19年12月生駒市条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(不当な取引行為)

第2条 条例第11条に規定する不当な取引行為は、別表に掲げる行為とする。

(是正勧告書)

第3条 条例第14条の規定による勧告は、是正勧告書（別記様式）により行うものとする。

(勧告に従わない事業者の公表の方法)

第4条 条例第15条第1項の規定による公表（第6条において「勧告に従わない事業者の公表」という。）は、市役所前の掲示場への掲示、インターネットを利用して閲覧に供する方法その他適切な方法により行うものとする。

(不当な取引行為に係る情報の提供の方法)

第5条 条例第16条第1項及び第2項の規定による情報の提供（次条において「不当な取引行為に係る情報の提供」という。）は、インターネットを利用して閲覧に供する方法その他適切な方法により行うものとする。

(意見陳述の機会の付与等)

第6条 条例第15条第2項（条例第16条第3項において準用する場合を含む。第10条第6項において同じ。）に規定する意見陳述の機会の付与その他勧告に従わない事業者の公表及び不当な取引行為に係る情報の提供に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(苦情の処理の申出)

第7条 条例第18条の規定による申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申出者の氏名及び住所
- (2) 申出の趣旨及び求める処理の内容
- (3) その他参考となる事項

(市長に対する申出)

第8条 条例第20条第1項の規定による申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申出者の氏名及び住所
- (2) 条例の定めに違反する事業活動が行われ、かつ、条例に定める措置が講じられていないと認める理由
- (3) 講ずべきことを求める措置の内容
- (4) その他参考となる事項

(消費生活審議会)

第9条 条例第21条第1項の生駒市消費生活審議会（以下「審議会」という。）に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 4 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 5 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 6 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第10条 条例第21条第7項の部会（以下「部会」という。）は、会長が指名する委員をもって組織する。

- 2 部会に、部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

- 3 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の経過及び結果を会長に報告しなければならない。
- 4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 5 前条第4項から第6項までの規定は、部会の会議について準用する。
- 6 条例第15条第2項の規定により審議会の権限に属することとされた事項については、条例第21条第8項の規定により、部会の決議をもって審議会の決議とする。

(会長への委任)

第11条 前2条に定めるもののほか、審議会及び部会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(施行の細目)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年3月規則第15号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

